

令和8年度市営墓地区画貸出要領

1 貸出区画の内容等

墓地名称	小野田霊園		
所在地	大字小野田 11383 番 7		
詳細図	別図 1 参照		
貸出区画数	返還区画 4 8 区画	返還区画 7 区画	返還区画 2 区画
区画面積	4 m ²	6 m ²	9 m ²
使用料	1 4 8, 0 0 0 円	1 4 8, 0 0 0 円	1 4 8, 0 0 0 円
管理料	5 4, 4 4 0 円	8 1, 6 6 0 円	1 2 2, 4 9 0 円
合計額	2 0 2, 4 4 0 円	2 2 9, 6 6 0 円	2 7 0, 4 9 0 円

墓地名称	南墓地公園	東墓地公園
所在地	大字津布田 10137 番 59 ほか	大字厚狭 10026 番 1
詳細図	別図 2 参照	別図 3 参照
貸出区画数	返還区画 1 0 区画	返還区画 5 区画
区画面積	4. 6 2 m ²	4. 1 4 m ²
使用料	2 3 0, 0 0 0 円	1 8 0, 0 0 0 円
管理料	6 2, 8 7 8 円	5 6, 3 4 5 円
合計額	2 9 2, 8 7 8 円	2 3 6, 3 4 5 円

※ 返還区画とは、一度貸出して、その後返還のあった区画

※ 管理料＝13,610円/m²×区画面積（消費税込）

※ 使用料及び管理料は、永代料金となり、お返しできません。ただし、未使用の墓地を全部返還された場合は、既納使用料の全額をお返しします。

2 使用者の資格条件

本市に本籍又は住所を有する人で、使用許可を受けた日から2年以内に焼骨の埋蔵又はこれに伴う墓碑を建立する方（他の墓地から上記市営墓地区画に改葬する予定がある人を含む）。

単に区画だけを事前に確保することでの申込みはできません。

3 申請手続き等

同封の「墓地使用許可申請書」（様式第1号）に必要事項を記入し、次のものを添えて 8月31日（月）までに市役所環境課に提出してください。

(提出が必要な書類)

- ①墓地使用許可申請書（様式第1号）
- ②本籍表示のある墓地使用者の住民票

(申請書類の提出先)

市役所本庁環境課（本庁2階⑥番窓口）のみ

山陽総合事務所・南支所・埴生支所・出張所では受付できません。

(申込受付期間)

令和8年8月3日（月）から令和8年8月31日（月）まで

上記の土日祝を除く平日の8:30~17:15

<申請にあたって>

- ※ 一つの世帯が複数の申請をすることはできません。
- ※ 申請時に御希望の墓地を記入していただきますが、区画の場所は指定できません。また、応募者多数の場合は抽選となる場合があります。
- ※ できる限り抽選や混乱を避けるため、申請時に様々な御意向をお聞きする予定です。御理解願います。（仮に希望墓地の申込みが多い場合、他墓地への移動に承諾いただけるかなど）

4 墓地使用許可までの流れ

申請書類の提出 → 書類審査 → 墓地使用許可決定の内定通知書送付（9月中下旬頃） → 使用料・管理料の御用意 → 墓地使用許可証の交付（環境課窓口にて現金一括による納入と引き換え） → 墓地区画使用開始

◇参考として◇

<墓地条例及び規則の一部抜粋>

◎使用者の管理義務

- （1）墓地の使用者は、許可を受けた墓地の清掃を保持するとともに危険又は荒廃を防止するよう努めなければならない。

◎使用許可の取消し

- （1）墓地以外の目的に使用したとき。
- （2）その使用权を承継人以外の者に譲渡し、又は転貸したとき。
- （3）許可を受けた日から2年以内に何ら墓碑を建立しないとき（ただし、焼骨を埋葬したときは、その限りではない）。
- （4）その他、山陽小野田市墓地条例及び規則に違反したとき。

◎使用权の消滅

- （1）使用者又はその承継人が所在不明となり、10年を経過したとき

◎墓碑施設の基準

- （1）墓碑等の高さは、地盤から2.5m以内とすること。
- （2）基礎の高さは、地盤から0.4m以内とすること。
- （3）囲障の高さは、地盤から0.8m以内とすること。
- （4）基礎又は囲障は、縁石の内側に設置すること。
- （5）植栽樹木の高さは、地盤から0.5m以内とすること。

問合せ

市役所環境課生活衛生係

TEL0836-82-1143